

福井県自伐型林業地域おこし協力隊募集要項

令和6年9月 福井県農林水産部森づくり課

県内の山村地域では、過疎化により人口の減少と高齢化が進み、山の管理や森林資源の活用を行う人材が減少傾向にあります。一方で、近年、新型コロナウイルス感染症の影響や働き方改革により、都会での生活から離れ、農林業で収入を得ながら田舎での暮らしを目指す、移住を希望する人が増えつつあります。さらには、県内外の若い仲間が協力し所有林や周辺森林の整備を行う「自伐型林業」に取り組む団体が県内でも発足し、福井市を中心に活動が活発になってきています。

これらを踏まえ、県では自伐型林業による林業の推進と中山間地域の活性化を進めるため、令和4年度より県内の自伐型林業の活動団体への支援や、県内への移住に対する支援を新たに開始しています。さらに、令和5年度からは全国初となる「自伐型林業大学校」が開校し、自伐型林業希望者の確保・育成を進めているところです。

県では、この取組みをさらに拡大し、自伐型林業の普及や移住促進による中山間地域の活性化をより進めるため、県・市町・団体と連携して自伐型林業の活動を行う新たな人材（福井県自伐型林業地域おこし協力隊（以下、「自伐型林業協力隊」という。))を募集します。

1 募集人数 2名

2 主な活動内容等

(1) 自伐型林業の実践

①自伐型林業を含めた林業関係の知識・技術の習得（1～3年目）

- ・1～2年目は基本的に受入団体^{※1}の一員として日々の活動を共にし、自伐型林業の技術習得等を実施
 - ・「自伐型林業大学校」が開催する研修カリキュラムへの参加や県及び「(公社)ふくい農林水産支援センター」等が実施する林業関係研修への参加による技術習得
- ※県内外の研修受講については、県及び受入団体と協議しながら決めていきます。

※1：(一社)こしのくに里山再生の会（代表：松平 成史 氏）

<活動場所>福井市水谷町およびその周辺（殿下地区・福井市西部）

(2) 半林半X^{※2}モデルの実践

①地域おこし協力隊終了後の活動に向けた準備等（主に2～3年目）

- ・半林半Xの普及モデルを構築するため、自伐型林業と合わせて行う中山間地域の資源等を活用した副業や地域活動等の準備、実践
- ・上記実践データのとりまとめおよび発信
- ・継続した自伐型林業の実践に向けた県内のフィールド確保に係る準備

※半X（中山間地域の資源等を活用した副業）の内容については、県及び受入

団体と協議しながら決めていきます。

※2：自伐型林業を実践しながら林業以外の仕事を兼業し、生計維持が可能な収入を確保していくこと

(3) 県内外で自伐型林業活動や行政支援の普及・PR（主に2～3年目）

- ・県内外の自伐型林業関係のイベントやセミナー等でのPR活動
- ・SNSを活用した情報発信や自伐型林業のPR用パンフ・資料の作成

(4) 自伐型林業活動を目指す希望者への指導等（主に2～3年目）

- ・「自伐型林業大学校」での研修や運営等の補助（福井市大宮町）
- ・自伐型林業による移住を目指す人へのフォローや相談対応（福井県内地域）

(5) 行政との連携および支援（1～3年目）

- ・活動内容の報告及び今後の方針・計画等についての打合せ・協議※3
- ・自伐型林業実践者や目指す人の意見や情報の収集（福井県内地域）
- ・県内各市町への自伐型林業の取組みに関するコーディネート（福井県内地域）

※3：月2～3回程度、福井県農林水産部森づくり課内での打合せや、受入団体、他の地域おこし協力隊等との意見交換等を行う予定です。なお、森づくり課内に席は用意しませんが、上記の打ち合わせ以外でもデスクワークや事務的作業などが必要な場合には、課内の共有スペースや共有パソコン・プリンターの利用は可能ですので、ご相談ください。

3 求める人物像

以下の項目に沿う方を自伐型林業協力隊として募ります。応募の際は以下の項目にご留意願います。（ただし、以下の項目すべてを満たす必要はありません）

- (1) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- (2) 林業および自伐型林業に興味を持ち、年間を通じ森林内での活動ができる方
- (3) 自伐型林業団体や地域住民など関係者と積極的なコミュニケーションがとれる方
- (4) SNSなどのWEBを活用した情報発信に取り組める方
- (5) 自伐型林業協力隊終了後、県内で自伐型林業を中心に自活していく意思のある方
- (6) 中山間地域の活性化に向けた様々な取組みを提案し、実践できる方

【参考】福井県地域おこし協力隊に共通して求められる人物像

○向いている人 ・自立自走でき、かつチームプレイも取り組める方 ・人の話を聞き、円滑にコミュニケーションを取れる方 ・好奇心を持ち、楽しみながら前向きに仕事ができる方	○向いていない人 ・主体性なく何ごとにも悩みやすい方 ・つい不平不満や悪口、愚痴を口にしてしまう方 ・本当の自分を出せず、意見をいえない方
----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------

4 募集資格

次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 次の①、②のいずれかに該当する方で、採用後、生活拠点を福井県内に移し、住民票を異動できる方
 - ①応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住している方
 - ②「地域おこし協力隊」として活動していた方で、「同一地域における活動2年以上、かつ解職1年以内」の方
- ※要件については、事前に該当するか確認させていただきますので、個別にお問い合わせください。
- (2) 令和6年4月1日時点で満18歳以上の方
 - (3) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）が可能であり、かつ、インターネットを利用した情報発信ができる方
 - (4) 普通自動車免許を有する方もしくは有する予定がある方
 - (5) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

5 身分および委嘱期間

- (1) 身分 自伐型林業に関する地域おこし協力隊として、福井県知事が委嘱します。
※福井県と業務委託契約を締結していただきます。ただし、福井県との雇用関係はありません。
- (2) 委嘱期間 委嘱日から令和7年3月31日まで
※委嘱の開始日については、内定者と協議の上決定します。
※所定の審査を経て、最初の委嘱の開始日から通算して3年まで延長することができます。
※隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても業務委託契約を解除できることとします。

6 待遇等

(1) 活動日及び時間

年間の活動日数は240日（目安として月20日を12か月）を上限とし、初年度は採用日から年度末までの日数に応じて調整します。

1日の活動時間は概ね7時間を基本とします。ただし、活動内容等により時間等を調整できるものとします。

(2) 報酬・活動経費

報酬	月 266,600 円（月 20 日勤務の場合） ※毎月の活動状況（活動日報等）を確認の上、支給します。 ※活動状況がわかる資料（活動日報等）は、毎月所定の日時までに森づくり課へ提出していただきます。
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

活動経費	<p>活動に必要な経費等は予算の範囲内で県から支給します。</p> <p>【活動経費として対象となるもの（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱期間中の住居に係る家賃（福井県の住居手当に準じる（上限あり）） ・ 事業に係る自動車の燃料費、リース費（上限あり） ・ 活動に必要な資機材（作業道具、労働安全装具、書籍、消耗品等）に要する経費 ・ 事業に係る損害保険・賠償責任保険料 （ただし、国民健康保険料や国民年金保険料等は自己負担） ・ 研修等に要する経費 <p><u>※活動に必要な資機材の購入や研修等に要する経費への支出にあたっては、事前に森づくり課と協議を行います。</u></p> <p>※上記以外で活動に必要な経費等は、別途森づくり課と協議の上決定します。</p> <p>【活動経費として対象とならないもの（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収入を伴う経費 ・ 土地、建物の購入費 ・ 高額な物品（備品）購入費 ・ その他個人の資産となる経費
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（3）副業・兼業

業務に支障がない範囲で可能です。また、既に副業をされている方、会社経営をされている方も歓迎いたします。

（4）その他

- ①雇用保険には加入しません。健康保険、年金保険等は御自身でご加入ください。
- ②業務活動以外の経費（引越しや生活用品、住居の光熱水費等）は自己負担になります。

7 応募方法

（1）受付期間

令和6年9月25日（水）～ 募集人数に達した日まで*

※募集人数に達しない場合でも、最終の応募締切は令和7年1月31日（金）（必着）とします。

（2）提出書類

次の①～③の書類をメールまたは郵送にてご提出ください。なお、提出された書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

- ① 福井県自伐型林業地域おこし協力隊応募用紙（別紙様式）
- ② 住民票の写し（書類提出日前3か月以内に発行されたもの）
- ③ 運転免許証の写し

（3）提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 農林水産部 森づくり課 森林活用グループ 宛

メール：mori@pref.fukui.lg.jp

8 選考方法

(1) 第1次選考（書類審査）

- ・提出書類をもとに書類審査を行います。
- ・選考結果については、応募書類受付後1か月以内に応募者全員にメールまたは文書で通知します。合格者には、併せて第2次選考の日程等詳細をお知らせします。

(2) 第2次選考（面接審査）

- ・第1次選考合格者を対象に、福井県庁（福井県福井市）にて面接を行います。
- ・選考結果については、審査後2週間以内に第2次選考参加者全員にメールまたは文書で通知します。
※応募に係る経費（郵送費、交通費等）は応募者の自己負担となります。
※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられません。

(3) その他

- ・採用に当たっては、受入団体と連携しながら選考及び決定を行います。

9 お問い合わせ先

(1) 自伐型林業協力隊について

福井県 農林水産部 森づくり課 森林活用グループ

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0443

メール：mori@pref.fukui.lg.jp

(2) 福井県地域おこし協力隊全般について

福井県 交流文化部 定住交流課 地域おこし協力隊担当（嶋田）

〒910-808 福井県福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0665

メール：teiju-koryu@pref.fukui.lg.jp

※応募にあたって、事前に募集内容の確認等を行いたい場合は、お気軽に上記までお問合せください。電話、メール、オンライン面談等でご対応いたします。